合理的配慮~基礎編~

- すべての子どもが「地域で共に学び 共に生きる教育」を推進するために -



「合理的配慮」とは

「障がいのある子どもが、学びやすく、生活しやすくなるための工夫が「合理的配慮」です。 「基礎的環境整備」の状況を基に個別に提供されるものです。

「基礎的環境整備」とは

「合理的配慮」の基礎となるもので、各自治 体内で行う教育環境の整備のことです。

各学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される合理的配慮も異なります。

合理的配慮 合理的配慮 基礎的環境整備 誰でも利用可能

個別に提供

中央教育審議会初等中等分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月(以下、中教審報告とする)より

「みんなで進める 合理的配慮 | 発行の目的

平成28年4月に**共生社会の実現**に向け、「障害者差別解消法」が施行されました。学校等においては、児童生徒の障がいの状態に応じて、合理的配慮を提供しなければならないとされています。

昨年度、本県では発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査を実施し、合理的配慮の提供状況が低いことが明らかとなりました。

本リーフレットは、各学校において、合理的配慮の提供の充実を図るために作成しました。教職員が合理的配慮に関して正しい理解をもつことができるように「**基礎編」、「実践編」、「事例編」**の3部を順次発行しますのでご活用ください。

令和元年7月 福島県教育委員会

過度な負担のない範囲で

平成30年度に福島県教育委員会では、「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を実施しました。

調査対象は、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒及び高等学校に在籍する生徒を対象としました。

調査結果の詳細は、 福島県特別支援教育センターのWEBサイトで ご覧いただけます。

https://special-center.fcs.ed.jp/

(1) 通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況

小・中学校

特別な教育的支援を必要とする児童生徒

6.0%

医師による診断のある児童生徒

1.3%

学習面や行動面に著しい

困難を示す児童生徒 (知的障がいを除く)

4.7%

高等学校

特別な教育的支援を必要とする生徒

2.4%

医師による診断のある生徒

1.3%

学習面や行動面に著しい 困難を示す生徒 (知的障がを除く)

1.1%

(2) 通常の学級等における合理的配慮の提供状況

	特別な教育的支援を 必要とする児童生徒数	本人・保護者のいずれか、又は 両方との 合意形成の上 、合理 的配慮の提供を受けている 児童生徒数	割合
小学校	6,175人	2,143人	34.7%
中学校	1,942人	501人	25.8%
高等学校	1,182人	2 1 5人	18.2%
合 計	9,299人	2,859人	30.7%

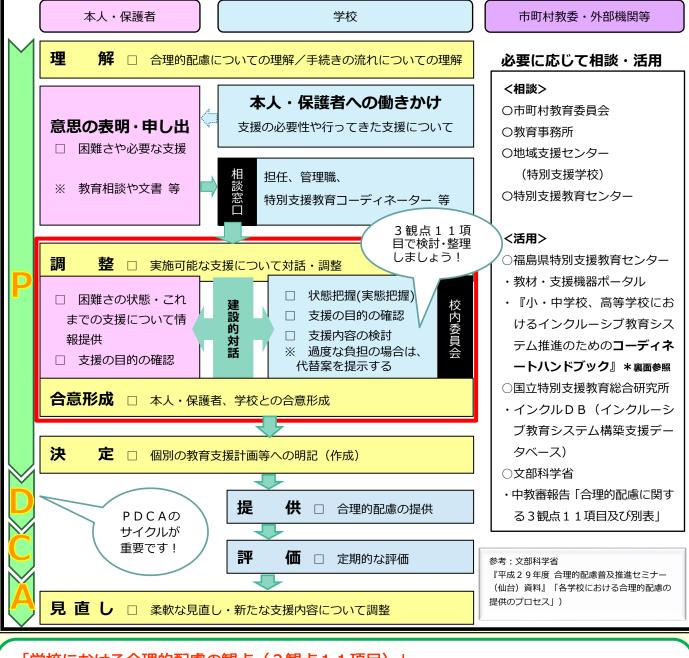
*調査結果における割合については、小数第2位を四捨五入して示しています。

児童生徒が在籍の学級にも特別な支援を必要とする

岩意形成の上での合理的配慮の

合理的配慮の提供のプロセス (例)-

自校化して取り 組みましょう!



「学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)」

<①教育内容・方法>

- ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための 配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

<②支援体制>

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図る ための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

<③施設・設備>

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設 設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

「基礎的環境整備の観点(8観点)」

- (1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- (2) 専門性のある指導体制の確保
- (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- (4) 教材の確保

- (5) 施設・設備の整備
- (6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- (7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- (8) 交流及び共同学習の推進

合理的配慮の具体例

「移動すること」に配慮の必要なAさん

(車いすでの生活のため、動きに制限がある)

目的

運動会でみんなと同じ競技に参加できるようにするため

運動会の徒競走で、走る 距離を 100m から 60m に 変更



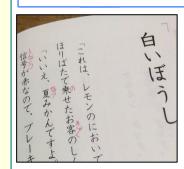
「読むこと」に配慮が必要なBさん

(複雑な字形を認識することに困難さがある)

目的

文章を読んで内容を理解できるようにするために

教科書やテストにルビをふる



実力テスト 数学 氏名

- 1 容積300Lの空の水そうに、2本の給水管A、Bを 使って水を入れる。ただし、A、Bからは、それぞれ一定 の繋行で水が出るものとする。
- はじめにAだけを使って20分間水を入れ、その後、A とBの筒方を使って3分間水を入れると、水そうの中の 水の量は水そうの枠の量は水そうの枠の

「聞くこと」に配慮が必要なCさん

(補聴器を利用しているが、状況により聞こえにくさがある)



周囲とよりよいコミュニケーションをとることが できるようにするために

学級の友達に、 聞こえにくい状 況や、様々なコ ミュニケーション手段について 理解啓発を行う



「見ること」に配慮が必要なDさん

(通常の光でもまぶしさを強く感じ見えにくさがある)

目的

まぶしさを軽減できるようにするために







光の調節を容易にする設備(照度計、ブラインドやカーテン、スタンド)をそろえておく

Q&A

Q これまで各学校で行ってきた配慮は、合理的配慮と 言えますか?

A 合理的配慮に含まれます。

ただし、3観点11項目で整理すること、本人・保護者と合意形成をはかること、個別の教育支援計画に明記することが重要です。

Q 診断書等がなくても、合理的配慮の提供の対象となるのですか?

A 対象となります。

診断書の有無が提供の対象かどうかを判断する基準ではありません。合理的配慮は児童生徒に学習上、生活上の困難さがある場合、個別に提供するものです。

Q 本人・保護者から申し出のあったことは、すべて実施するのですか?

A すべてを実施しなければならないということではありません。 支援の目的を確認し、本人・保護者が望む支援と、学校とし てできる支援について十分に話し合い、場合によっては代替 案を提示しながら合意形成を図ることが重要です。

お問い合わせ

福島県特別支援教育センター

郡山市富田町字上ノ台4番地の1 電話024-952-6497 FAX 024-952-6599 ご活用ください。「コーディネートハンドブック」をらに詳しく知りたい場合は、個別の教育支援計画の作成など合理的配慮の具体例や



コーディネートハンドブック

